

登録産業医のための

地域産業保健センターにおける

健康診断結果に対する

医師からの意見聴取

実施マニュアル



独立行政法人労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター
中北・峡東・峡南・郡内地域産業保健センター

令和8年1月

根拠法令

労働安全衛生法第66条の4

事業者は、第66条第1項から第4項(※1項：一般健診、2項：有害物、3項：有害物(歯科健診)、4項：労働局長が指示する臨時の健診)まで若しくは第5項ただし書(※労働者が事業者指定以外の医療機関で受検)又は第66条の2(※労働者による深夜業自発的健診)の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

法66条1項 一般健診(一般項目) → 則43条 雇入時健診
則44条 定期健診
則45条 特定業務健診
則45条の2 海外派遣健診
など
法66条2項 有害物健診(特定項目) → 有機則等、特別規則の健診

(一般健診)

労働安全衛生規則第51条の2

- 第43条等の健康診断(※43条：雇入時健診、44条：定期健診、45条特定業務健診(有害業務・深夜業など)、45条の2海外派遣時・帰国時、など)の結果に基づく法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行われなければならない。
 - 第43条等の健康診断が行われた日から3月以内に行うこと。
 - 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。
- 事業者は、医師から、前2項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(有機溶剤健診)

有機溶剤中毒予防規則第30条の2

- 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行われなければならない。
 - 有機溶剤等健康診断が行われた日(法第66条第5項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から3月以内に行うこと。
 - 聴取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。
- 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

※その他、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、電離放射線障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則にも同様の規定があります。

【行政通達】

- 意見聴取は、事業者が意見を述べる医師に対し、健康診断の個人票の様式の「医師の意見欄」に当該意見を記載させ、これを確認することとすること。(H8.9.13基発第566号)
- 「労働者の業務に関する情報」には、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等があること。(H29.3.31基発0331第68号)

※騒音、振動、腰痛、情報機器(VDT)などの健診は「指導勧奨による特殊健診」という、法令ではなくガイドライン等の行政通達により定められた健診です(意見聴取の義務はありません)。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（抄）

H8.10.1健康診断結果措置指針公示第1号
最終改正H29.4.14同公示第9号

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聴く医師等

産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる**地域産業保健センター**の活用を図ること等が適当

ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る**作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会**を提供し、また、健康診断の結果のみでは情報が十分でない場合は、労働者との**面接の機会**を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8、第66条の9（※いずれも長時間労働）及び第66条の10第3項（※高ストレス）の医師による**面接指導等の結果**又は第66条の10第1項の規定の検査（※**ストレスチェック**）の結果に関する情報を提供することも考えられる。

ハ 意見の内容

事業者は、**就業上の措置**に関し、その**必要性の有無、講ずべき措置の内容**等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求める。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、**作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善等**の必要性について意見を求める。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく**健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄**に、**就業上の措置に関する意見**を記入することを求める。

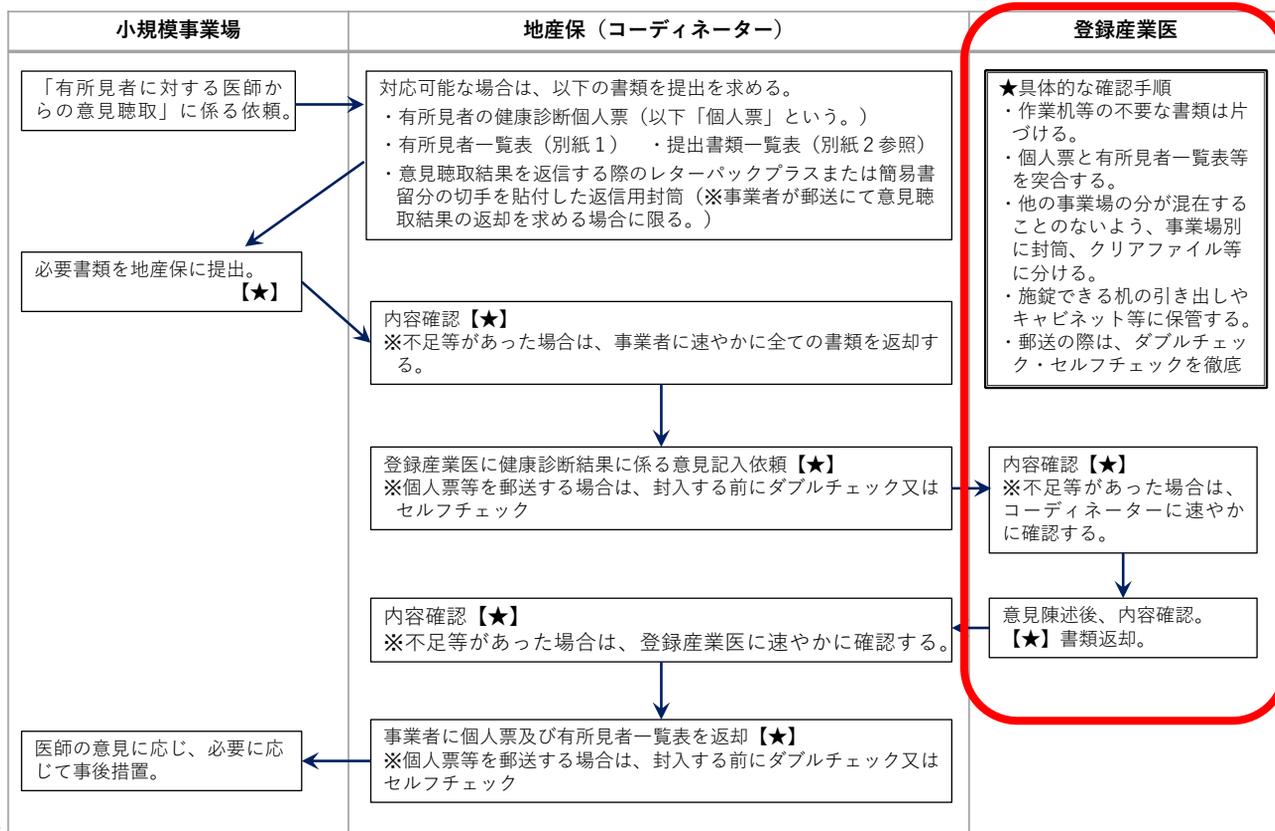
地域産業保健センターにおける健康診断結果に対する 医師からの意見聴取に係る手順書（抄）

R4.6.3労働者健康安全機構通知

2 業務の流れ

- (1) 小規模事業場の事業者から、有所見者に対する医師の意見聴取の依頼を受ける。
- (2) 対応可能な場合は、事業者に必要な書類一式の提出を求める。事業者が必要書類を郵送することを希望する場合は、レターパックプラス等、追跡が可能な方法を促すこと。
- (3) コーディネーターは、事業者から必要書類一式が提出された時点で、不足等がないかを確認し、他の書類と混在することのないよう、封筒、クリアファイル等に事業場ごとに分けた上で、施錠可能な場所に適切に保管する。
- (4) 登録産業医に意見陳述を依頼する時は必要書類を確認し、登録産業医に手交する。なお、郵送にて登録産業医に送付する場合は、レターパックプラス等、追跡が可能な方法によること。また、同時に複数事業場分を送付する場合は、他の書類が混在することを防ぐため、事業場ごとに封筒やクリアファイル等に分けるなど、注意すること。
- (5) 登録産業医は、必要書類が手交された時点で、遅滞なく、提出書類等を確認し、意見陳述を実施するまでの間、他の書類と混在することのないよう、封筒、クリアファイル等に事業場ごとに分けた上で、施錠可能なキャビネットや机の引出し等に適切に保管する。
- (6) 意見陳述後、地産保に必要な書類を返却する時点で、必要書類を確認する。なお、必要書類を郵送にて返却する場合は、レターパックプラス等、追跡が可能な方法によること。*(山梨ではレターパックプラスに限定)*
- (7) コーディネーターは、登録産業医から必要書類が返却された時点で、提出書類に不足等がないかを確認する。
- (8) 事業者個人票を返却する時は必要書類を確認する。事業者が郵送にて意見聴取結果の返却を求める場合は、依頼時に事業者から提出されたレターパックプラス等によること。

有所見者に対する意見聴取に係るフロー図



地域産業保健センター業務手順(コーディネーター用) (令和7年度版)(抄)

2 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応

(5) 相談対応の内容及び留意点

イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

(ア) 範囲及び位置づけ

安衛法第66条の4に基づき、健康診断の結果、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を行います。

(イ) 留意点

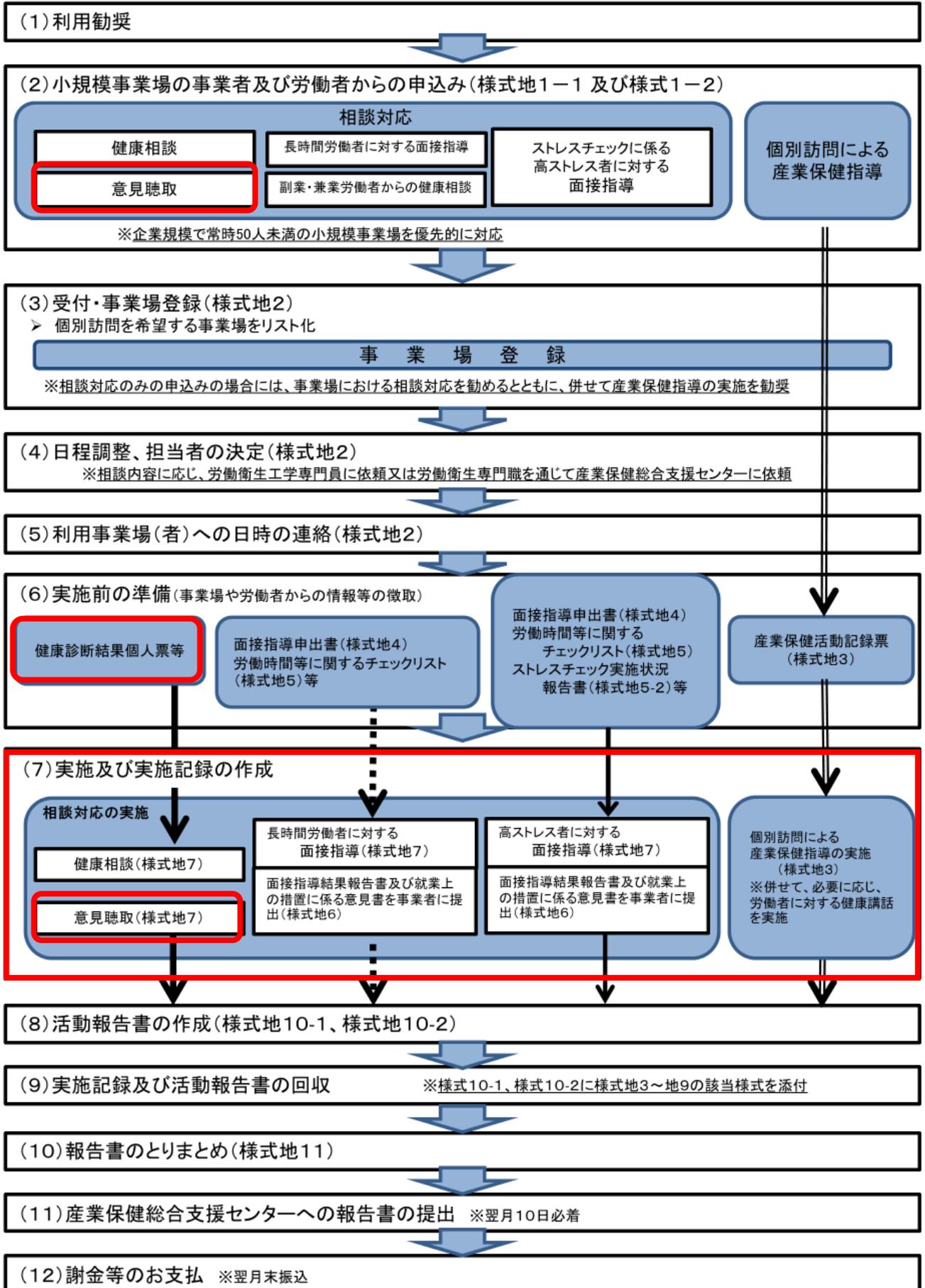
- a 登録産業医は意見を述べた有所見者の関係規則に規定する**健康診断個人票等所定の様式に記名**しますが、**別紙に記載**する形でも差し支えありません。
- b 脳・心臓疾患関連項目に限らず、**全ての有所見者について対応**するものとします。
- d 必要に応じ、事業場を訪問し、**職場巡視**や**労働者との面接の機会**等を事業者に求めることにより、当該労働者の実情に配慮した意見陳述を実施します。

関係法令・指針・手順書・業務手順のまとめ

- ・安衛法第66条の4により、健診結果における有所見者について医師からの意見聴取を行うことが事業者には義務付けられている
- ・対象となる健診は、**定期健診**だけでなく、**特定業務従事者健診**、**有機溶剤**、**特定化学物質などの特殊健診**も含まれる
- ・有所見者とは、脳・心臓疾患関連項目に限らず、全ての有所見者のことをいう
- ・対象となる健診は、定期健診だけでなく、雇入時健診、特殊健診等も含まれる
- ・安衛則第51条の2により、①意見聴取は、健診実施後3か月以内に行うこと、②聴取した意見は健康診断個人票(定期健診であれば様式第5号(2))に記載すること、が定められている(個人票又は別紙に記名も行う)
- ・指針では、労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターの活用を図ることが適当とされている
- ・意見陳述の判断材料：**作業環境**、**労働時間**、**労働密度**、**深夜業の回数及び時間数**、**作業態様**、**作業負荷の状況**、**過去の健診結果**、**ストレスチェック**、**長時間労働者面談**、**高ストレス面談に関する情報(更に必要あれば労働者との面談)**、**職場巡視の機会**(指針において「事業者は、医師に対し、必要に応じこれら情報を提供する」と記載)
- ・意見の内容：①**就業区分とその内容** ②**作業環境管理と作業管理について**(見直しの必要性がある場合)
- ・就業区分は、例として、①**通常勤務**、②**就業制限**、③**要休業**の3つに区分される
- ・就業制限は、**労働時間の短縮**、**出張の制限**、**時間外労働の制限**、**労働負荷の制限**、**作業の転換**、**就業場所の変更**、**深夜業の回数の減少**、**昼間勤務への転換**等が挙げられる
- ・作業環境管理と作業管理については、**作業環境測定の実施**、**施設・設備の設置・整備**、**作業方法の改善**等が挙げられる
- ・登録産業医は、関係書類を受け取った時点で、書類を確認し、他の書類を混在しないよう適切に保管する。また、意見陳述後、返却時に必要書類を確認する

9 業務の流れ ※地産保事業全体の流れです(本部作成の業務手順から・参考)

＜小規模事業場からの相談対応、産業保健指導等に係る業務の流れ＞



関係様式(山梨さんぽホームページ)

(山梨さんぽホームページ掲載内容)

《健康診断結果についての医師の意見聴取提出書類》

利用申し込み受領後に、各地域産保センターより提出方法等をご連絡いたします

健康診断結果(個人票)

中北・峡南・郡内地産保センターを利用する事業場は、以下を添付して下さい

[様式7-1 健康相談記録票](#)

[様式7-2 対象者名簿](#)

様式地7-1		健康相談記録票		中北	地域産業保健センター
実施日時	令和 年 月 日 ()	時間		~	
実施場所					
相談対応者(登録産業医等)					
事業場名					
事業場所在地					
連絡先電話					
事業場担当者	職名		氏名		
業種			労働者数(人)		
有所見者数(人)			定期健康診断実施期間(月)		~
対応方法	<input type="checkbox"/> 事業場担当者窓口面談 <input type="checkbox"/> 郵送対応 <input type="checkbox"/> その他 ()				
本サービス利用歴	<input type="checkbox"/> 新規利用 <input type="checkbox"/> 利用歴あり → 前回利用時期 (年 月)				
書類枚数(本用紙を除く)	対象者名簿(枚)		健康診断結果または個人票(枚)		
様式地7-1「健康相談記録票」および、様式地7-2「対象者名簿」の太枠内(黄色の項目)を記入の上、健康診断結果(個人票)と併せて提出してください。なお、提出する健康診断結果(個人票)は、対象者名簿の順番に並べ替えて提出してください。					
センター使用欄 ●書類の受け渡し時は、対象者名簿、健康診断結果(個人票)の枚数・突合をお願いします。					
返却確認	返却日		事業場受領者の氏名(または郵送証明)		

様式地7-1

(様式地7-2)									
対象者名簿(健康相談・健康診断結果の意見聴取)									
実施日時	実施時間	実施場所	担当者(登録産業医等)	事業場名					
事業場所在地		業種	連絡先電話番号	担当者	労働者数				
就業区分から右の欄は、登録産業医記入欄です。									
NO.	氏名	年齢	性別	職務内容	就業区分	※1 就業区分B 負担軽減措置の内容	※2 注意事項	※2 備考(その他の注意事項 就業制限の期間や解除の条件等)	
1			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください		
	受診日								
2			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください		
	受診日								
3			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください		
	受診日								
4			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください		
	受診日								
5			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください		
	受診日								

様式地7-2

実施日時	令和8年1月8日(木)	時間	14:00 ~ 15:00
実施場所	〇〇クリニック		
相談対応者(登録産業医等)	産保 太郎		
事業場名	株式会社〇〇		
事業場所在地	甲府市〇〇X-X-X		
連絡先電話	055-△△△-△△△△		
事業場担当者	職名	庶務経理担当	氏名
業種	〇〇業		山梨 花子
有所見者数(人)	6人	定期健康診断実施期間(月)	11月 ~
対応方法	<input type="checkbox"/> 事業場担当者窓口面談 <input type="checkbox"/> 郵送対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保健師訪問)		
本サービス利用歴	<input type="checkbox"/> 新規利用 <input checked="" type="checkbox"/> 利用歴あり → 前回利用時期 (令和7年2月)		
書類枚数(本用紙を除く)	対象者名簿(枚)	2枚	健康診断結果または個人票(枚)
			6枚

様式地7-1「健康相談記録票」および、様式地7-2「対象者名簿」の太枠内(黄色の項目)を記入の上、健康診断結果(個人票)と併せて提出してください。なお、提出する健康診断結果(個人票)は、対象者名簿の順番に並べ替えて提出してください。

センター使用欄 ●書類の受け

返却確認	返却日	(返却時)コーディネーター記入	(面談時)事業場記入	(郵送返却時)コーディネーター記入
		事業受領者の氏名 (または郵送証明)		

記載例・記載方法(様式地7-2)

(様式地7-2)

対象者名簿(健康相談・健康診断結果の意見聴取)

実施日時	実施場所	担当者(登録産業医等)	事業場名
1月8日	14:00~15:00 コーディネーター記入 ニック	産保 太郎	株式会社〇〇
事業場所在地	業種	連絡先電話番号	担当者
甲府市〇〇X-X-X-X	〇〇業 (太枠内)事業場記入	055-△△△-△△△△	山梨 花子
			労働者数
			10人

就業区分から右の欄は、登録産業医記入欄です。

NO.	氏名	年齢	性別	職務内容	就業区分	※1 就業区分B 負担軽減措置の内容	※2 注意事項	※2 備考
1	北杜 一郎	58	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください	※2 備考 (その他の注意事項 (就業制限の期間や解除の条件等)
2	甲斐 二郎	55	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	△△	<input type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input checked="" type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input checked="" type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input checked="" type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください	
3	牧丘 のぞみ	47	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	△△	<input checked="" type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください	
4	市川 ひかり	39	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	X X	<input checked="" type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください	
5	西桂 三郎	66	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	△△	<input checked="" type="checkbox"/> A 通常勤務可能 <input checked="" type="checkbox"/> ただし※2を参照 <input type="checkbox"/> B 要就業制限 ※1 ※2 <input type="checkbox"/> C 要休業	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業転換・就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業務の回数減少	<input type="checkbox"/> 保健指導を勧めます(努力義務) <input type="checkbox"/> 精密検査項目受診勧奨してください <input type="checkbox"/> 受診勧奨してください <input checked="" type="checkbox"/> 治療継続・定期受診を確認してください <input type="checkbox"/> 治療について主治医に相談してください	

備考欄には、各労働者の職務内容、作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷等に応じたコメントを必要に応じて記載してください

要就業制限の場合は、その期間・解除条件を記載してください

(太枠内)事業場記入

登録産業医記入

峡東地産保使用様式①

※記入方法等は峡東地産保作成のマニュアルを参照してください

		〇〇 地域産業保健センター		
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
実施場所				
相談対応者	担当産業医等氏名			
ワンストップサービス	1. 該当する (〇〇産業保健総合支援センター ・ 地域産業保健センター) 2. 該当しない			
小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業	1. 該当する 2. 該当しない			
事業場	事業場名			
	所在地			
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：		
	業種			
	従業員数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)		
	その他	企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)		
相談者	1 事業者・担当者等 2 本人(労働者) 3 個人事業者等 4 個人事業者等への注文者 5 その他			
	職名・職務内容： 氏名： (本人の場合：年齢 歳 性別：男・女)			
地域産業保健センターの利用	1 新規(直近2年間利用無) 2 それ以外			
相談内容	(該当事項に○)	対象人数	うち、副業・兼業人数	
	1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導)	(名)	(名)	
	2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導)	(名)	(名)	
	3 健康相談(ストレスチェック相談・指導)	(名)	(名)	
	4 健康相談(その他)	(名)	(名)	
	5 健康診断の結果についての医師からの意見聴取	(名)	(名)	
	6 長時間労働者に対する医師による面接指導	(名)	(名)	
	7 高ストレス者に対する医師による面接指導	(名)	(名)	
	8 その他()	(名)	(名)	
	相談・指導内容			
*メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導の場合 受診勧奨 有 ・ 無				
備考	事業場訪問	有 ・ 無		
	電話による相談対応	有 ・ 無		
	メールによる相談対応	有 ・ 無		

峡東地産保使用様式②

※記入方法等は峡東地産保作成のマニュアルを参照してください

定期健診後就業判定結果一覧

対象事業所：_____

判定日：令和 年 月 日 ()

判定医：_____

判定人数 _____ 名

◎就業制限をかける必要のある労働者

氏名	異常値	制限内容	制限解除条件

制限内容：①労働時間の短縮 ②出張の制限 ③時間外労働の制限 ④労働負荷の制限 ⑤作業の転換 ⑥就業場所の変更 ⑦深夜業の回数の減少 ⑧昼間勤務への転換 ⑨その他

◎就業制限は必要ないが、注意が必要な労働者

氏名	異常値	注意事項

健康診断個人票(様式第5号(2))

(定期健診・特定業務健診)

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健康診断個人票

氏名			生年月日	年月日	雇入年月日	年月日	
			性別	男・女			
健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
他の法定特殊健康診断の名称							
業務歴							
既往歴							
自覚症状							
他覚症状							
身長 (cm)							
体重 (kg)							
B M I							
腹囲 (cm)							
視力	右	()	()	()	()	()	
	左	()	()	()	()	()	
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり					
	4000Hz	1所見なし 2所見あり					
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり					
	4000Hz	1所見なし 2所見あり					
	検査方法	1オーディオ 2その他					
胸部エックス線検査	直接撮影	間接撮影	直接撮影	間接撮影	直接撮影	間接撮影	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	
喀く痰検査							
血圧 (mmHg)							
貧血検査	血色素量 (g/dl)						
	赤血球数 (万/mm ³)						
肝機能検査	G O T (IU/l)						
	G P T (IU/l)						
	γ-G T P (IU/l)						
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg/dl)						
	HDLコレステロール(mg/dl)						
	トリグリセライド(mg/dl)						
血糖検査 (mg/dl)							
尿検査	糖	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	
	たん蛋白	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	- + + + + +	
心電図検査							

様式第5号裏面

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯科医師の氏名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。
$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

有機溶剤等健康診断個人票 (有機則様式第3号)

様式第3号(第30条関係)(表面)

有機溶剤等健康診断個人票

氏名	生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日		
	性別	男・女				
有機溶剤業務の経歴						
健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別						
健診対象有機溶剤の名称						
有機溶剤業務名						
作業条件の簡易な調査の結果						
有機溶剤による既往歴						
自覚症状						
他覚症状						
代謝物の検査	()					
	()					
	()					
	()					
	()					
貧血検査	血色素量(g/dl)					
	赤血球数(万/mm ³)					
肝機能検査	G O T (IU/l)					
	G P T (IU/l)					
	γ - G T P (IU/l)					
眼底検査						
医師が必要と認める者に行う検査						
作業条件の調査の結果						
貧血検査						
肝機能検査						
腎機能検査						
神経学的検査						
その他の検査						
医師の診断						
健康診断を実施した医師の氏名						
医師の意見						
意見を述べた医師の氏名						
備考						

有機則様式第3号裏面

様式第3号(第30条関係)(裏面)

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「健診対象有機溶剤の名称」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第6の2の号数を記入すること。
- 3 「有機溶剤業務名」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に掲げる業務の番号を記入すること。
- 4 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進
 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21. 視力低下 22. その他
- 5 「代謝物の検査」の左欄は、有機溶剤中毒予防規則第29条第3項の検査を行ったときに、別表から対象有機溶剤の番号及び名称を記入するとともに、()内には検査内容の番号を記入すること。また、単位についても、別表によること。
- 6 代謝物の検査について、有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「代謝物の検査」の欄に「*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

別表

有機溶剤の名称	検査内容	単位
11. キシレン	1. 尿中のメチル馬尿酸	g/l
30. N・N-ジメチルホルムアミド	1. 尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l
31. スチレン	1. 尿中のマンデル酸	g/l
33. テトラクロロエチレン	1. 尿中のトリクロロ酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
35. 1・1・1-トリクロロエタン	1. 尿中のトリクロロ酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
36. トリクロロエチレン	1. 尿中のトリクロロ酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
37. トルエン	1. 尿中の馬尿酸	g/l
39. ノルマルヘキサン	1. 尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/l

特定化学物質健康診断個人票 (特化則様式第2号)

様式第2号 (第40条関係) (表面)

特定化学物質健康診断個人票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性別	男・女			
業 務 名						
健康診断の時期 (雇入れ・配置替え・定期)						
第 一 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	作業条件の簡易な調査の結果					
	既 往 歴					
	検 診 又 は 検 査 の 項 目					
	医師の診断及び第二次健康診断の要否					
	健康診断を実施した医師の氏名					
	備 考					
第 二 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日					
	作業条件の調査の結果					
	検 診 又 は 検 査 の 項 目					
	医 師 の 診 断					
	健康診断を実施した医師の氏名					
備 考						
医 師 の 意 見						
意見を述べた医師の氏名						

特化則様式第2号裏面

様式第2号(第40条関係)(裏面)

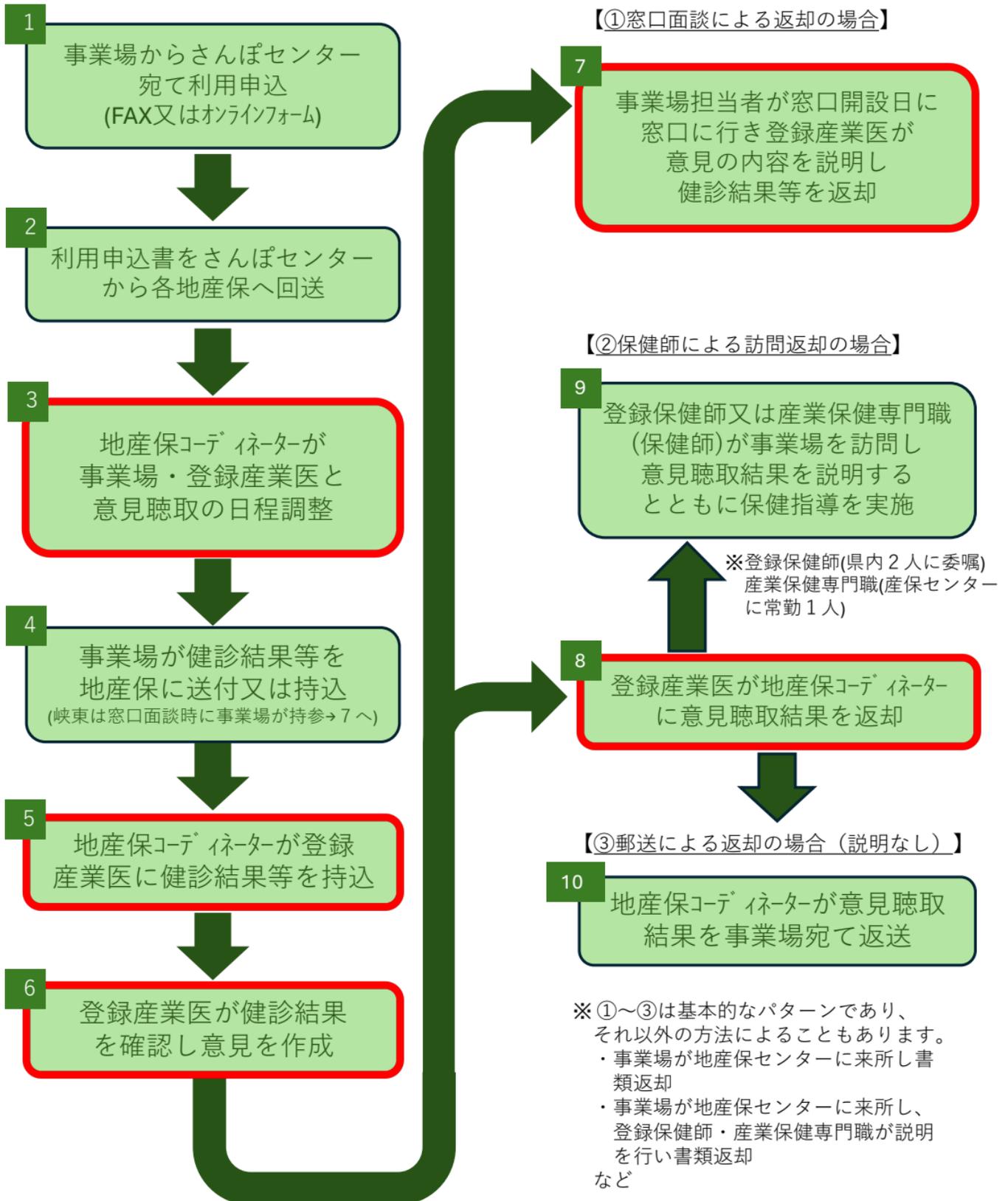
業 務 の 経 歴							
現 在 の 勤 務 先 に く る 前	業 務 等	期 間	年 数	現 在 の 勤 務 先 に 来 て か ら	業 務 名	期 間	年 数
	事業場名	年 月から	年 月			年 月から	年 月
	業 務 名	年 月まで			年 月まで		
	事業場名	年 月から	年 月			年 月から	年 月
	業 務 名	年 月まで			年 月まで		
	事業場名	年 月から	年 月			年 月から	年 月
	業 務 名	年 月まで			年 月まで		
	業務に従事した期間の合計		年 月			年 月から	年 月

備考

- 1 第一次健康診断及び第二次健康診断の「検診又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検診又は検査をした結果を記載すること。
- 2 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 3 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

※他の特殊健診等についても同様に「医師の意見」欄、備考の注意書きがあります

安衛法第66条の4に基づく医師等からの 意見聴取の流れ(山梨版・まとめ)



一般健康診断実施後の措置・地域産業保健センターサービスご利用早わかり表

地域産業保健(地産保)センターでは、労働者1~49人の事業場の健康診断実施後の措置について無料でサービスを提供しております！

一般健康診断の実施

- 【事業者は】健康診断を実施する義務があります(安衛法66条第1項)
- 【労働者は】健康診断を受ける義務があります(安衛法66条第5項)

医療機関から
結果が届いたら

【事業主→労働者】
健康診断結果の労働者への通知
(安衛生法第66条の6)

【事業主】健康診断個人票を作成して5年間保存(安衛法第66条の3)

結果内容を確認します。

- 「異常なし者」⇒通常の健康管理
- 「有所見者(異常がある方)」

【事業主⇔医師】健診日から3か月以内
有所見者に係る医師等の意見聴取(安衛法第66条の4)
有所見者について、事業主は医師等の意見を聴取します。

(就業区分) 通常勤務でよい者⇒通常勤務のまま

勤務を制限する必要がある者

勤務を休む必要があるもの⇒休業

意見聴取
無料

【事業主】

健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)
医師等の意見を勘案し、就業場所の変更や労働時間の短縮、安全衛生委員会への報告などの対応をします。

労働安全衛生法の

「定期健康診断」は
高齢者の医療の確保に関する法律の
「特定健康診査」を兼ねています

そのため、メタボリックシンドロームに該当する方・予備軍に該当する方には、保険者(健康保険組合)から「特定保健指導のご案内」が届き、希望者に対して、保健師・管理栄養士が事業場訪問により保健指導を行っています。でざるだけ保健指導を活用し将来大きな病気になる方、高血圧や糖尿病、脂質異常症で内服している方や40歳未満の方は対象外となり、保健指導に漏れる方がいます。40歳未満の方、治療中の方、すべての労働者を対象とした保健指導は地産保センターを活用ください。

【労働者⇔医師・保健師、事業主が機会を提供】
保健指導の実施(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると医師等が認める労働者には、医師、保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

保健指導
無料

健保から個人あてに届く
保健指導のご案内は？



健康診断個人票(様式第5号)

氏名	性別	年齢	健康診断日	健康診断結果	医師等の意見	事業主の措置
山梨 太郎	男	45	2024.05.15	異常なし		
山梨 花子	女	52	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 一郎	男	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 美穂	女	41	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健太	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	35	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	46	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	58	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	52	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	40	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	52	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	40	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	52	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	40	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	52	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	40	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	52	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	48	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	50	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	40	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	55	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	39	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	43	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	47	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	37	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	44	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 健一	男	53	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由美	女	49	2024.05.15	異常なし		
山梨 大輔	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 千代	女	51	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 隆夫	男	41	2024.05.15	異常なし		
山梨 真理	女	45	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方
山梨 誠	男	56	2024.05.15	異常あり	糖尿病	食事指導、薬を処方
山梨 真由	女	38	2024.05.15	異常なし		
山梨 拓也	男	42	2024.05.15	異常なし		
山梨 結衣	女	46	2024.05.15	異常あり	高血圧	薬を処方し、経過観察
山梨 悠介	男	36	2024.05.15	異常なし		
山梨 美咲	女	43	2024.05.15	異常あり	脂質異常症	食事指導、薬を処方

リーフレット裏面

【Q1】健康診断の結果で、すでに受診して治療しているのに、医師の意見聴取は必要なの？

A 必要です。健康診断結果の、要再検査・要治療などの判定は、「診断区分」です。受診をしての検査や治療、生活改善をしていたら、労働者自身の健康の保持増進、個人の健康管理に必要な判定にあたります。

一方、医師の意見聴取は、所見のある労働者について、事業主が「働かせ方が、病気に悪影響を与えていないか」「現在の健康状態で働かせる事が事故につながらないか」「働き方に制限をかける事で、本人の自己管理を促し、健康でなければ働けないことを意識してもらおう必要がないか」といった観点から意見を聴くものです。具体的には、働き方に配慮をするための「就業区分」と「その内容」を聴取するとともに健康診断個人票に記録するものです。

【Q3】地産保センターの保健指導と特定保健指導は何が違うの？

A 特定保健指導の対象は40歳以上で一定のメタボリックシンドロームの基準に該当する方、その中で高血圧や脂質異常症、糖尿病の治療をしていない方が対象です。地産保センターの保健指導は、医師の意見聴取同様、働く事と健康の関係性を考慮して行うもので、年齢や治療の有無などの制限はありません。また定期健康診断の結果を中心に心の健康管理等、総合的に対象者の健康レベルに合わせた指導を行います。

【Q5】地産保サービスの医師の意見聴取は、該当する労働者が相談窓口まで行かなければならないの？

A 基本的には、該当者が窓口に行く必要はありません。事業主が、労働者の健康状態により、就労上の措置を講ずるために、医師等の意見を聴取するものです。

【Q2】「保健指導を受けますか？」と通知が来て、保健師の保健指導を受けさせてます。それでも医師の意見聴取は必要なの？

A 必要です。「保健指導を受けますか？」という通知は、健康保険組合（保険者）からの「特定保健指導のご案内」です。従業員は健康保険組合の被保険者でもあります。そのため、事業所で実施する定期健康診断は、保険者が実施する特定健診（メタボ健診）としても取り扱われます。保険者は、健診結果に基づき特定保健指導を行う義務があります。郵送や電話で保健指導のご案内をします。医師の意見聴取とは、全く異なるものです。

【Q4】地産保センターの利用には、利用料がかかるとは？

A 労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスは無料で提供されています。産業医選任の義務がない労働者50人未満の事業所は、地産保の保健サービスをぜひご利用ください。長時間労働者や高ストレス者への面接等、その他の保健サービスは「山梨産業保健総合支援センター」ホームページやリーフレットをご覧ください。ホームページから申込用紙が印刷できます。また、研修や行政からのご案内などタイムリーな情報をお届けするメールマガジンも配信しております。ご登録ください！



山梨県内の地域産業保健センター・サービス利用に関する問い合わせ先
中北：☎055-220-7020 峡東：☎0553-88-9120
峡南：☎0556-22-7330 郡内：☎0554-45-0810
お急ぎの場合は
山梨産業保健総合支援センター☎055-220-7020